

文 第 268 号
平成23年6月3日

各市町村教育委員会教育長 殿
(埋蔵文化財担当課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸一

東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

このことについて、別紙写しのとおり文化庁次長から「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知がありました。

宮城県教育委員会においては、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては平成23年3月30日付け文第2251号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱い」（以下、文第2251号通知）で既に通知しているところですが、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、早急な復興が急務であるとの認識のもと、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るため、別紙のとおりといたしますので、御了知の上、事務処理等に遺漏のないようお願いいたします。

なお、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、現時点で津波の被害が大きかった沿岸部を中心に復旧工事が終了していないと判断できることから、引き続き、文第2251号通知のとおり、文化財保護法第93条又は第94条及び第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要しないことといたしますので、承知願います。

担 当	宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 天野順陽
電 話	022-211-3684
F A X	022-211-3693
メー ル	amano-ma566@pref.miyagi.jp

文 第 268 号
平成23年6月3日

仙台市教育委員会教育長 殿
(文化財課扱い)

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸一

東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて (通知)

このことについて、別紙写しのとおり文化庁次長から「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」の通知がありました。

宮城県教育委員会においては、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては平成23年3月30日付け文第2251号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の当面の取扱い」(以下、文第2251号通知)で既に通知しているところですが、震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、早急な復興が急務であるとの認識のもと、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るため、別紙のとおりといたしますので、御了知の上、事務処理等に遺漏のないようお願いいたします。

なお、震災の復旧工事に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、現時点で津波の被害が大きかった沿岸部を中心に復旧工事が終了していないと判断できることから、引き続き、文第2251号通知のとおり、文化財保護法第94条及び第97条の規定による通知を要しないことといたしますので、承知願います。

担 当	宮城県教育庁文化財保護課 埋蔵文化財第一班 天野順陽
電 話	022-211-3684
F A X	022-211-3693
メー ル	amano-ma566@pref.miyagi.jp

(別紙)

東日本大震災の復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

この取扱いは、平成23年4月28日付け23庁財第61号「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」(文化庁次長通知)に基づき、宮城県教育委員会が復興事業に伴う埋蔵文化財の具体的な運用を定めたものである。

I. 基本方針

- 1 被災地の置かれた状況にかんがみ、早急な復興が急務であるとの認識のもと、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護との整合を図るものとする。
- 2 復興事業を円滑に推進するため、復興事業に伴う発掘調査等の実施にあたっては、宮城県発掘調査基準を弾力的に運用するものとする。
- 3 発掘調査等の実施にあたっては、県内及び全国的な協力を得て、発掘担当者を集中的に投入するなどして、迅速な対応に努めるものとする。

II. 復興事業に係る埋蔵文化財の取扱い

基本方針に基づき、復興事業に係る埋蔵文化財の具体的な取扱いを以下のとおり定める。

1 復興事業の範囲等

- (1) 復興事業とは、平成23年東北地方太平洋沖地震による揺れや津波等により直接的に被災した場所又は区域及びその周辺地域で実施される別記1に定める事業である。
- (2) 復興事業の認定は、原則として、復興事業であることを示す証明書(り災証明書等)又は事業計画書等によるものとする。
- (3) この取扱いの開始は平成23年6月3日(金)とし、終了は復興事業の進捗状況から判断し、別途、通知する。

2 発掘調査等の取扱い

(1) 届出・通知

震災の復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについては、平成23年3月30日付け文第2251号通知「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う復旧事業に係る埋蔵文化財の当面の取扱いについて」において、文化財保護法第93条又は第94条及び第96条又は第97条の規定による届出又は通知を要しないこととしていたが、震災の復興事業に係る埋蔵文化財の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ①別記1に定める復興事業については、文化財保護法第93条又は第94条の規定による届出又は通知を要する。
- ②埋蔵文化財包蔵地外の周辺地域において、復興事業の工事中に遺跡が発見された場合は、文化財保護法第96条又は第97条の規定による届出又は通知

を要する。

(2) 試掘・確認調査の実施

- ①復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを判断する際は、当該地あるいは周辺地における既存データ(分布調査・発掘調査の結果等)を活用することとする。
- ②試掘・確認調査の実施は、既存データがない場合及び本発掘調査に係る作業量を積算する場合に限ることとする。

(3) 本発掘調査の範囲等

- ①本発掘調査は、工事による掘削が遺構を破壊する場合に限って行うものとする。
- ②本発掘調査の実施は、工事による掘削が遺構を破壊する範囲までとし、建物の基礎などによる破壊が遺構に及ばない下層については本発掘調査を要しないこととする。

3 連絡会の設置

復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いを運用するにあたり、各市町村間の不統一、不均衡が生じないよう宮城県教育委員会及び関係市町村教育委員会の埋蔵文化財担当者で構成する連絡会を設置することとする。

4 留意点

各教育委員会においては、復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の保護との整合を図るため、以下について留意するものとする。

(1) 復興事業の早期把握

復興事業計画の早期把握のため、教育委員会以外の関係部局の連携を密にし、相互連絡の体制を整備する等の措置を講じ、埋蔵文化財の保護と復興事業の迅速・円滑な推進との調整を図るものとする。

(2) 保護調整

- ①復興事業については、可能な限り盛土又は掘削が遺構面に達しない工法を採ること等により遺構の破損を避けるよう指導するものとする。
- ②発掘調査等を実施する場合は、調査計画について事業者と十分協議し、埋蔵文化財の保護について理解と協力を得るよう努めるものとする。

(3) 発掘調査体制等の充実

復興事業に伴う発掘調査等を円滑・迅速に実施するため、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」(平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長通知)等を踏まえ、体制の充実を図るよう努めるものとする。

(別記1) 復興事業と認定される事業

復興事業者		事業内容
民間	個人被災者	①個人被災者自らが使用する住宅の新築・改築
		②個人被災者自らが所有及び使用する目的で行う店舗・事業所等の建物の新築・改築
		③個人被災者自ら所有及び使用する目的で行う農業関連施設等の設置・改修
	法人被災者	①法人被災者自ら所有又は使用する店舗・事業所・宿舍等の建築物の新築・改修
		②電気・ガス等のライフラインの新設・改修
	上記以外	その他、復興事業と認められるもの
公共事業者	①上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン整備	
	②道路・鉄道の整備	
	③都市基盤整備・宅地造成・ほ場整備等の整備	
	④堤防・護岸施設整備	
	⑤被災者に住宅を供する事業	
	⑥その他、復興事業と認められるもの	